

申告はお早めに！

市県民税と所得税の申告期間です

所得税の確定申告

対象となるのはこんな人

副業している会社員で給与以外の所得が20万円を超える人
年金をもらいながら働いている人で年金収入以外の所得が20万円を超える人
病気をした人など所得税の還付を受けたい人
フリーランスなど複数の収入があり所得税を納付する必要がある人

このような人も対象です

- ①自営業の人(申告が必要ない場合があります)
- ②給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③家を売った人など

このような人は申告不要です

年金収入が400万円以下で、年金収入以外の所得金額が20万円以下の人は市県民税の申告が必要な場合があります。右ページをチェック！
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります。

所得
税の

所得ってなに？

「収入」から「必要経費」を引いて残った額。パートやアルバイトで得た給与は「収入」です。

確定申告に必要なもの

- ①右ページ「申告に必要なもの」のうち①②
 - ②通帳（本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの）
 - ③マイナンバーカード（有効期限内の電子証明書、署名用及び利用者証明用の各暗証番号が必要です）
 - ④「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書
 - ⑤スマートフォン
-

申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで確定申告をしていただきます。

- ◆マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れていると申告ができません。市民課または市民窓口事務所での更新手続が必要です。なお、申告は電子証明書の更新手続の翌日から可能です。
- ◆マイナンバーカードの署名用・利用者証明用の暗証番号のどちらか一方がわからない場合は、スマートフォンアプリとコンビニのマルチコピー機で初期化・再設定ができます。どちらの暗証番号もわからない場合は、市民課または市民窓口事務所で手続が必要です。

所得税の確定申告

沼津税務署 055-922-1560

★確定申告会場は大変混雑するので、スマホとマイナンバーカードを利用して、自宅からの電子申告(e-TAX)をご利用ください。

申告会場 キラメッセぬまづ 市民ギャラリー

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

開設時間 9時～17時(受付は16時まで)

◆入場には整理券が必要です。取得方法は以下の2通りです。

①LINEを使った事前予約 ②会場での当日配付 ※配付状況により後日の来場をお願いすることがあります。



市県民税の申告

対象となるのはこんな人

年金など課税所得がある人で確定申告の必要がない人
無職の人など収入が全くない人
障害年金・遺族年金の収入だけがある人

このような人も対象です

- ※令和8年1月1日現在、市内に居住している人が対象です。
- ①市役所から申告書が送られてきた人で、確定申告をしない人
 - ②源泉徴収票の記載内容に変更・追加がある人など

このような人は申告不要です

- ①確定申告をした人
- ②専業主婦(主夫)、子供(年末調整等の手続において、被扶養者となっている人)
- ③源泉徴収票に記載された内容に、変更や追加がない人
- ④所得が給与所得だけで年末調整が済んでいる人など

申告しないとどうなる？

所得証明書などの発行や、国民健康保険料などの算定に影響が出る可能性があります。

市県民税の申告に必要なもの

- ①源泉徴収票、収支内訳書など 収入や必要経費を集計した書類
 - ②領収書（国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金など）
控除証明書（生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料など）
医療費明細書（領収書では申告できません）
その他各種控除を証明できる書類
 - ③マイナンバーカード
- ※マイナンバーカードを持っていない人は、通知カード（記載事項が住民票と一致しているもののみ有効）及び運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。
-

◆市県民税の申告は、郵送または電子申告(eLTAX)でもできます。

詳細は、市ホームページをご覧いただけます。



市県民税の申告

市民税課 055-934-4735

申告会場 市役所1階多目的スペース

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

開設時間 9時～17時

※上記期間は、2階市民税課窓口では申告を受け付けていません。



お問い合わせは
各電話番号へ